

# 長野県報

11月16日(木)

令 和 5 年 (2023年) 第458号

目 次

4	_
ᆂ	नर
_	<b>'</b> 1'

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課	)	
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課)		
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課)		2

#### 公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧 (産業立地・IT振興課)	3
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課)	4
開発行為に関する工事の完了 (4件) (都市・まちづくり課)	4
随意契約の相手方の決定(2件)(東北信運転免許課)	5

# **各里点**

#### 長野県告示第587号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地 崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県飯田建設事務所及び飯田市役所に備え置きます。 令和5年11月16日

長野県知事 阿 部 守 一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
南条(追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱32号と平成28年長野県告示第93号で指定した南条急傾斜地崩壊危険区域の標柱10号、9号を順次結んだ線、標柱9号と18号を結んだ線及び標柱18号から32号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域	飯田市 リーリーリーリーリーリーリーリーリーリーリーリーリーリーリーリーリーリーリー	上郷 """"""""""""""""""""""""""""""""""""	飯別	3254番 1 3204番 3 3229番 2 3253番 1 3225番 1 3227番 2 3229番 3 3253番 2 3253番 3 3264番 1 3265番 8 3307番 3324番 5 3254番 3 3256番 1	10号 9号 18号 19号 20号 21号 22号 23号及び 24号 25号 26号 27号 28号 29号 30号及び 31号 32号

砂防課

### 長野県告示第588号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和5年11月16日

長野県知事 阿 部 守 一

勝間及び北沢

2 一部について指定を解除する区域

佐久市のうち別図に示す区域 (別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

## 長野県告示第589号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、 土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和5年11月16日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害特別警戒区域の名称 岩下沢3及び丸山1

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

# 長野県告示第590号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、 土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和5年11月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称 栃木川 2
- 2 指定の区域

小諸市のうち別図に示す区域 (別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課